

美浦村地域観光資源活用コンテンツ造成等業務
公募型プロポーザル実施要領

令和8年7月

美浦村

1 業務名

美浦村地域観光資源活用コンテンツ造成等業務（以下「本業務」という。）

2 目的

本業務は、美浦村内に存在する地域観光資源を活用し、国内外旅行者等を主な対象とした観光コンテンツの造成、磨き上げ、販売に向けた環境整備及び情報発信支援を行うことにより、本村への誘客促進、地域内消費の拡大を図ることを目的とする。

本実施要領は、美浦村プロポーザル方式業者選定実施要綱（平成22年美浦村告示第83号、以下「要綱」という。）に基づき、本村が事業者を選定するために実施する公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の内容について規定するものである。また、プロポーザルに参加しようとし応募する者（以下「応募者」という。）は法人とし、本実施要領の内容を踏まえ、参加するものとする。

本業務の実施にあたっては、関係法令及び条例等を遵守するものとする。

3 業務委託内容

美浦村地域観光資源活用コンテンツ造成等業務仕様書（別紙1）のとおり。

4 契約概要

（1）契約期間

契約締結日の翌日から令和9年2月28日まで

（2）契約方法

優先交渉権者との随意契約

（3）事業予算額

上限額6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 応募者の参加資格

（1）参加資格要件

応募者は、下記の参加資格要件を全て満たすものとする。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。

②民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者、会社更生法（平成14年法律第154号）

に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。

- ③本村の入札制限を受けていない者であること。
- ④指名停止等の措置を受けていない者であること。
- ⑤美浦村建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成20年美浦村告示第94号）別表（下記参照）の措置要件のいずれかに該当したため、同要綱第3条第1項及び第2項の規定により競争入札参加資格を有しないとする期間を定められ、その期間内にある者でないこと。
- ⑥国内に事業所を置く事業者であること。
- ⑦国税、都道府県税及び市区町村税を滞納していない者であること。
- ⑧過去に同種又は類似業務を実施した実績が認められ、当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。

《美浦村建設工事等暴力団排除対策措置要綱別表》

| 措置要件 |
|---|
| 1 有資格者である個人、有資格者の役員又は有資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団等であると認められるとき。 |
| 2 業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行をするために暴力団等を利用したと認められるとき。 |
| 3 いかなる名義をもってするを問わず、暴力団等に対して金銭、物品、その他財産上の利益を与えたと認められるとき。 |
| 4 有資格者である個人、有資格者の役員又は有資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団等と密接な関係若しくは社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 |
| 5 暴力団等が所有、経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社との下請契約、原材料等の購入又は産業廃棄物処理施設を利用したと認められるとき。 |
| 6 暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受けた場合の発注者への報告、警察への届出義務を怠ったと認められるとき。 |
| 7 建設工事等に関し、暴力団等の排除に関する美浦村の指示に従わなかったと認められるとき。 |

6 参加資格の喪失

参加意思確認書を提出した者（以下「参加申込者」という。）が次の各号のいずれかに該当した場合は、参加資格を喪失するものとする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 事業予算額を上回る提案があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為があり、美浦村プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が失格と認めた場合
- (5) 参加申込者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

7 スケジュール

| 内容 | 受付・実施時期 |
|----------------|----------------|
| 募集開始・公表 | 令和8年7月6日（月） |
| 質問書の受付期間 | 令和8年7月10日（金）必着 |
| 質問書への回答 | 令和8年7月15日（水） |
| 参加意思確認書の提出期限 | 令和8年7月21日（火）必着 |
| 結果通知書の発送 | 令和8年7月27日（月） |
| 提案書の提出期限 | 令和8年7月31日（金）必着 |
| 選定審査・プレゼンテーション | 令和8年8月上旬予定 |
| 選定結果通知・契約締結 | 令和8年8月中旬予定 |

8 書類の配布

本村ホームページに掲載（本実施要領、仕様書、各種様式等）。

各種様式等については、本村ホームページからダウンロードにより入手すること。

9 参加表明書の提出について

(1) 参加表明

プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより、必要書類を提出すること。

また、美浦村競争入札参加資格を有さない者が本プロポーザルに参加を希望する場合は、参加表明に必要な書類に加え、次項の【美浦村競争入札参加資格を有していない場合】に記載されている書類を提出すること。

なお、次項に記載する提出期間内に同書を提出しない者は、プロポーザ

ルに参加することはできない。

ア 参加表明に関する書類

【参加表明に必要な書類】【提出部数各 1 部】

- ① 参加意思確認書（要綱様式第 1 号）
- ② 会社概要（別紙第 2 号）
- ③ 業務実績書（別紙第 3 号）
 - ・「本要領 5 応募者の参加資格（1）参加資格要件⑧」に示す業務実績を記載すること。

【美浦村競争入札参加資格を有していない場合（写し可）】【提出部数各 1 部】

- ④ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び定款
- ⑤ 財務諸表
直前決算のもの
- ⑥ 印鑑証明書
- ⑦ 未納の税額がないことの証明書や完納証明書等

| 税種 | 提出すべき証明書様式 |
|------|---|
| 国税 | 納税証明書 「未納の税額がないことの証明」 法人…様式その 3 の 3 個人…様式その 3 の 2 |
| 茨城県税 | 納税証明書 「未納がないことの証明等」 様式第 40 号の 4（イ） （証明を受けようとする税目は「すべての税目」を指定すること。） ※茨城県に納税義務がない場合、提出不要 |
| 美浦村税 | 完納証明書（美浦村役場収納課発行） ※美浦村に納税義務がない場合、提出不要 |

※各証明書は、申請書提出日の時点において 3 ヶ月を過ぎているときは無効とする。

※国税の納税証明書の請求は、本店所在地、住所地を管轄する税務署になるが、電子申請（eTax 利用）による証明書の発行も可能。詳しくは、国税庁ホームページを参照すること。

イ 応募書類の提出方法

①提出期限

参加意思確認書の提出期限は、令和8年7月21日（火）午後5時15分まで（必着）。

②提出方法

郵送（簡易書留郵便又は一般書留郵便）又は持参とし、電子メールによるものは不可とする。持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

③提出先

〒300-0492 茨城県美浦村大字受領1515番地
美浦村役場経済建設部経済課

ウ その他

参加意思確認書を提出後に辞退する場合は、提案書の提出期限までに辞退届（要綱様式第5号）を電子メールにより提出すること。

10 質問の受付及び回答について

本実施要領及び仕様書の内容に不明な点がある場合は、質問書の提出期限内に、次により質問書（別紙第1号）を提出すること。

（1）受付期限：令和8年7月10日（金）午後5時15分まで（必着）

（2）提出先：美浦村役場総務部企画財政課

（3）提出方法：電子メール（メールアドレス：keizai@vill.miho.lg.jp）にて提出すること（電話及び窓口での質問には応じない）。

（4）質問に対する回答：質問の回答は令和8年7月15日（水）に送付されたメールアドレスに返信いたします。

11 一次審査の実施及び結果通知書の発送

期間内に応募書類の提出を行った応募者のうち、参加資格を有すると認められた応募者に対して選定結果通知兼提案依頼書（別紙第4号）を郵送する。

また、参加資格を有しないと判断された応募者に対しては、選定結果通知書（別紙第5号）を郵送する。

なお、選定通知兼依頼書の発送と合わせて、二次審査の実施日もお知らせする。

1 2 企画提案書の提出について

企画提案書の提出は、選定通知兼提案依頼書を受領した応募者のみとする。

(1) 企画提案に関する書類

ア 提案書等【提出部数各 9 部（正本 1 部・副本 8 部）】

書類は原則として A 4 版とする。

- ① 企画提案書（表紙）・・・・・・・・・・・・・・・・別紙第 6 号
- ② 会社概要・・・・・・・・・・・・・・・・別紙第 2 号
- ③ 業務実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・別紙第 7 号
- ④ 配置予定主任担当者調書・・・・・・・・別紙第 8 号
※保有資格は証明できる書面の写しを添付すること。
- ⑤ 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・（任意様式）
※任意様式については、A 4 版用紙両面印刷 2 0 枚以内とし、ページ番号を記入する。
- ⑥ 参考見積書・・・・・・・・・・・・・・・・（任意様式）
※記載額は、消費税及び地方消費税を含まない額とする。

(2) 応募書類の提出方法

ア 提出期限

提案書の提出期間は、令和 8 年 7 月 3 1 日（金）午後 5 時 1 5 分まで（必着）。

イ 提出方法

郵送（簡易書留郵便又は一般書留郵便）又は持参とし、電子メールによるものは不可とする。持参の場合は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。

ウ 提出先

〒 3 0 0 - 0 4 9 2 茨城県美浦村大字受領 1 5 1 5 番地
美浦村役場経済建設部経済課

1 3 二次審査について

(1) 二次審査の概要

応募者に対して、本村が指定する日時で二次審査を実施する。

ア 実施日

令和 8 年 8 月上旬（予定）

イ 実施場所

美浦村役場

ウ 実施方法

審査は、応募者による企画提案書の内容説明（以下「プレゼンテーション」という。）により実施する。

エ 内容及び時間

40分

プレゼンテーション 30分

質疑応答 10分

※パソコンの設置準備時間は、プレゼンテーションの時間から除く。

※プレゼンテーション時間の延長は認めない。

(2) 審査方法

二次審査は、選定委員会が設置する美浦村プロポーザル専門部会（以下「専門部会」という。）が行う。事業提案に対する専門部会委員の評価点の平均が、最も高い応募者を優先交渉権者とし、選定委員会に諮り決定する。

なお、事業提案者が1者の場合であっても審査を実施する。ただし、二次審査における評価点の合計点数が満点の5割に満たない場合は、優先交渉権者として認めないものとする。

(3) 留意事項

ア プレゼンテーションの使用機材等

プレゼンテーションでは、パソコン等の使用を可能とする。モニター及びHDMIケーブルは本村で用意するが、パソコン等は応募者が用意するものとする。(HDMI以外で接続を希望する応募者は、変換アダプターを用意すること。)

イ プレゼンテーションの人員

プレゼンテーションに参加できる説明者は3名以内とする。

ウ その他

- ① 当日は、資料の追加提出・配布はできないものとする。
- ② 応募者から審査員に対しての質問は認めない。
- ③ プレゼンテーションは非公開とし、また、他の応募者による傍聴は認めない。
- ④ 指定した時刻に遅れた場合は、特別な事情がない限り失格とする。
- ⑤ その他、詳細については原則として本村の指示によるものとする。

(4) 審査基準

| 区分 | 評価内容 | 配点 |
|------------|--|-----|
| 事業趣旨の理解 | 事業目的、業務内容について十分に理解した提案がなされているか | 15 |
| | 内容は、具体性、妥当性、説得力を伴った提案がなされているか | 15 |
| | 業務の質の向上に資する独自の提案がなされているか | 10 |
| 事業の継続性と効果 | 事業を通じて、村が次のステップにつながるような提案がなされているか | 5 |
| | 課題の整理及び対応の提案が期待できるか | 5 |
| 事業実施スケジュール | 事業を円滑に進める上で、無理のない実効性のある実施スケジュールが提案されているか | 10 |
| 事業の実施体制 | 業務実施体制について現実的かつ明確な記述があり、企画提案を円滑に進める上で必要な技術や経験等を持つ人材を確保できているか | 15 |
| | 村に過度な業務負担を与える提案となっていないか | 5 |
| 業務実績 | 過去に同種又は類似業務を実施した実績が認められ、本事業を実施するために十分であるか | 15 |
| 価格 | 参考見積価格は提案内容を勘案して妥当であるか、また、経費の内訳が適正かつ明確に示されているか | 5 |
| 合 計 | | 100 |

1.4 選定結果の通知及び契約

(1) 選定結果等

ア 選定結果は、審査委員会終了後、プレゼンテーションを行った全ての応募者に対し、企画提案選定順位通知（要綱様式第6号）又は企画提案選定結果通知（要綱様式第7号）を通知する。また、審査結果（第一優先交渉権者及び次点者については、その名称まで）を本村ホームページへ掲載する。

イ 審査は、非公開とする。

ウ 審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

(2) 契約に向けた協議

本村と優先交渉権者は、契約に向けて業務仕様書及び価格等について協議する。ただし、優先交渉権者と協議が調わない場合には、次点交渉権者

と協議を行うものとする。

(3) 契約締結

本実施要領 13 (2) により、契約内容を協議し、本村と優先交渉権者（協議が調わない場合は次点者）が、その内容に合意した後に本事業の見積りを徴す。その見積額が予定価格以下の場合、契約を締結するものとする。

(4) 優先交渉権者の辞退

優先交渉権者が正当な理由なく協議又は契約を辞退する場合は、美浦村契約規則（平成 18 年美浦村規則第 43 号）に基づく指名停止などの対応をする場合がある。

1.5 その他

(1) 提案書等の作成、提出等にかかる一切の経費は、応募者の負担とする。また、提出された書類は返却しない。

(2) 提出期限以降の提出書類の差し替え又は再提出は認めない。

(3) 今回提示する仕様書等の著作権は本村に帰属し、応募者から提出のあった書類等の著作権は応募者に帰属するが、選定において複製を作成する場合がある。

(4) 提出された文書等が著作物に当たる場合でも、美浦村情報公開条例（平成 13 年美浦村条例第 2 号）の規定に基づき、公開することがある。

(5) 本村は、提出された書類は、当該審査以外に無断で使用しない。

(6) 本業務の遂行にあたっては、地方自治法等の関係法令を遵守すること。

(7) 本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、契約期間終了後又は契約解除後においても同様とする。

(8) 適正な人員と体制を整え、業務の各過程において本村と十分協議すること。

1.6 問い合わせ及び書類の提出先等

〒300-0492

住所：茨城県美浦村受領 1515 番地

所管：美浦村役場 経済建設部 経済課

電話番号：029-885-0340

e-mail：keizai@vill.miho.lg.jp